

久喜市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

久喜市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年久喜市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（指定又は指定の更新を受けた旨の標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第79条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「第2条から前条まで」を「前条第1項」に改め、「、指定の更新又は」を、「、同条第2項の規定による指定の更新又は法第82条の規定による」に改め、同条を第3条とする。

第6条を第4条とする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。